

「二十四孝」 黄山谷の孝行について

—— 事実と虚構 ——

坪井直子

一、「二十四孝」 黄山谷の孝行の認識

二、「二十四孝」 黄山谷の典拠

三、「溺器を滌う」と「廁腑を滌い中裙を浣う」

四、黄山谷の伝記「予章先生伝」

黄山谷、即ち黄庭堅は、詩人・書家として名高いが、孝子としても知られた人物であった。彼の孝行は詩文集や伝記から窺えるが、広く知られた孝行を上げるとするならば、二十四孝に描写された、「溺器を滌う」、即ち母親の大小便で汚れた器物を手ずから洗う孝行に尽きるだろう。この孝行が人々に信憑性をもって受容されたことは、二十四孝の流布以後、中国の地方誌などに、黄山谷を模倣したとみられる孝子の話が記述されることから推定出来るし、また日本でも御伽草子『二十四孝』に、高名な詩人の行為として紹介されることから推して、事実として受け取られたようである。しかし実際のところは、万石君の故事「親の中裙廁腑を取り身自ら浣滌す」を基とする虚構であって事実ではないと考えられる。なぜこのような認識が生じたのか、その理由を黄山谷の「溺器を滌う」に関する文献を中心に考察する。

一、「二十四孝」黄山谷の孝行の認識

黄山谷、即ち黄庭堅は、詩人として或いは書家として名高いが、孝子としてもまた知られた人物であった。彼の孝行は詩文集や伝記から窺えるが、最も広く知られた孝行を上げるとするならば、「二十四孝」に描写された、黄山谷が「溺器を滌あらう」(「滌溺器」、「滌」には「すすぐ」の訓もある)①、即ち母の大小便で汚れた器物を手ずから洗う孝行となるだろう。この孝子像が、中国の人々に信憑性をもって受容されたことは、中国の地方誌②に黄山谷を模倣したとみられる孝子の話が記述されることなどから推定出来るが、日本でも事実として受け取られた可能性のあることが、次に上げる御伽草子『二十四孝』(嵯峨版影印に拠る)③の記述から推定出来る。

山谷

貴顕聞天下 平生孝事親

汲泉涓溺器 婢妾豈無人

山谷は宋の代の詩人なり。今に至りて、詩人の祖師といはるゝ人なり。あまたつかひ人もおほく、又妻もありといへとも、みつから母の大小便のうつは物をとり

あつかひて、けかれたるときは、手つからはをあらひて、母にあたへ、朝夕能つかへて、おこたる事なし。

されは、一を以て万を知るなれば其外の孝行、おしはかられたるとて此人の孝義、天下にあらはれたるとなり。この山谷の事は、よの人にかはりて、名のためきひとなり。

傍線部 a は、話末評語の一部で、黄山谷が名高い人物であるという記述であるが、二十四孝の他の孝子達とは異なる点と記すからには、名声は孝子としてではなく詩人としてのものである。そのように考えられる理由としては、二十四孝に載せられた孝子は大舜や郭巨など古くからの著名な孝子が多く、孝子としての知名度は彼らのほうが上であって黄山谷よりも劣るとは考え難いこと、また御伽草子が室町時代末に五山周辺でつくられたと推定され、その頃の五山では黄山谷の漢詩文が盛んに享受されていたことがある。御伽草子が黄山谷の詩人としての面に言及したのは自然の成り行きであったといえよう。だが有名な詩人であることを述べるに際して、なぜ敢えて他の孝子達と比較したのだろうか。それには、黄山谷が二十四孝において最も新しい孝子であることと関係があるように思う。二十四孝における黄山谷譚の位置づけについて確認しておく。

二十四孝の伝本については、現在、孝行録系・二十四孝詩選系・日記故事系の三系統に分かれるとされ、系統間で収録する孝子が異なっている。孝行録系が、三系統の中で

は古い形態を伝えていると考えられ、他の二系統と大きく異なるのであるが、この系統は黄山谷を収録しない。したがって、黄山谷譚は新しい系統である二十四孝詩選系・日記故事系に収録されていることになる。また新しい系統内における孝子の時代設定について確認すれば、次の通りとなる（二十四孝詩選系は龍谷大学蔵『全相二十四孝詩選』乙本に拠り、日記故事系は寛文九（一六六九）年和刻本『日記故事』巻頭「二十四孝」を参照。孝子の順序も龍谷大学蔵『全相二十四孝記選』乙本に拠る）。

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| 1 大舜（虞） | 2 漢文帝（漢） | 3 丁蘭（漢） |
| 4 孟宗（晋） | 5 閔子騫（周） | 6 曾参（周） |
| 7 王祥（晋） | 8 老萊子（周） | 9 姜詩（漢） |
| 10 黄山谷（宋） | 11 唐夫人（唐） | 12 楊香（晋） |
| 13 董永（漢） | 14 黃香（後漢） | 15 王裒（魏） |
| 16 郭巨（漢） | 17 朱寿昌（宋） | 18 劔子（周） |
| 19 蔡順（漢） | 20 庾黔婁（南齊） | 21 呉猛（晋） |
| 22 張孝張礼（後漢） | 23 田真（漢） | 24 陸績（後漢） |

〈日記故事系は、22・23の代わりに、

仲由（周）・江革（後漢）〉

一見してわかるように、17朱寿昌と24黄山谷が新しい孝子である。二人は十一世紀後半、北宋の時代の人物で、1大舜などと比較すれば、はるかに御伽草子とは時代が近く、

彼らの孝行は、実在の人物が実際に行った事として認識される可能性が高い。特に黄山谷は、彼の漢詩文が好んで享受され、知名度も高かったことから、御伽草子作者にとつて身近な存在であつたろう。また話の内容について考えてみても、例えば7王祥が裸になって水を溶かしたり、13董永が天の織女に助けられたりと、他の孝子譚は往々にして有り得ない要素を含むが、黄山谷譚は現実的で信憑性がある。つまり、御伽草子が、他の孝子達と比較したのは、古い時代の孝子が行った孝行よりは、近い時代の人物であり詩人としての実績もある黄山谷の孝行のほうだが、実感出来るしまた信じられるところも多分にあるという意識があつたからではないだろうか。

黄山谷の詩人としての側面と、孝子としての側面をとともに述べている例としては、御伽草子の話末評語の他に、清原枝賢が撰したとされる龍谷大学蔵『二十四孝注』黄山谷条がある。次に上げる（龍谷大学蔵『二十四孝注』写真に拠る）。

^b 宋朝の詩人東坡先生と名をひとしうせし人也。婢妾ありといへ共、我と水をくみ、辛勞をかへりみす。親の為に孝行あり

傍線部bで、詩人としての名声を述べ、傍線部cで、二十四孝譚の漢詩の第三句と第四句を意識したものを続けてい

るのであるが、並列に記述されていることから、傍線部bの影響を受けて、傍線部cも事実として受けとっていた可能性があるだろう。

さて、このような二十四孝の黄山谷の孝行を事実とする見方は、日本独自のものではなく中国においても同様であり、御伽草子や『二十四孝注』は、中国での考え方を受け継いだとみることが出来る。御伽草子は、『全相二十四孝詩選』を基に和訳されたと推定されている。そこで、本稿では『全相二十四孝詩選』の典拠を溯ることにより、御伽草子が受け継いだ「溺器を滌う」孝行が何に由来するのか、そして、それが事実であるのか、虚構であるのかを究明することを目的としたい。

二、「二十四孝」黄山谷の典拠

御伽草子の典拠は次に上げる元の郭居敬が撰した『全相二十四孝詩選』であると推定されている（龍谷大学蔵『全相二十四孝詩選』乙本影印に拠り、禿氏祐祥氏翻刻を参照した）。

黄山谷

貴顕聞天下 平生孝事親

汲泉涓溺器 婢妾豈無人

黄山谷宋朝人、時推為江西詩祖、元祐中為太史、性質

至孝奉母安康郡君、每夕親為母、滌溺器、未嘗頃刻不供子職

『日記故事』巻頭の二十四孝は、『全相二十四孝詩選』と若干異なるので次に上げる（寛文九年和刻本影印に拠る）。

滌親溺器

宋黃廷堅、元祐中為太史、性至孝、身雖貴顯、奉母盡誠、每夕親自為母、滌溺器、未嘗一刻不供子職

詩 貴顕聞天下 平生孝事親

曰 親自滌溺器 不用婢妾人

両者の主な違いを上げれば、漢詩の第三句が『全相二十四孝詩選』では「汲泉涓溺器」「日記故事」では「親自滌溺器」であること、『全相二十四孝詩選』には「江西詩祖」「安康郡君」の記述があるが、『日記故事』にはないことがある。漢詩の違いについては、『全相二十四孝詩選』の「涓溺器」は、本文には「滌溺器」とあり、『日記故事』も同じ表現となっていることから、「滌溺器」を代えたものとみられる。変更した理由としては、平仄の問題が考えられる。おそらく「滌」のままでは平仄にあわないので「涓」へ代えたのだろう。また「江西詩祖」は、黄山谷を師と仰ぐ江西詩派の開祖ということで、呂本中が流派の系図を作成している。これらのことから、『全相二十四孝詩選』は書名を「孝詩」とするだけあって、漢詩に関することに注

意を払っていたといえる。

「安康郡君」は、黄山谷の母を指し、黄山谷が実録書を完成させた功で母親に安康郡が与えられたための呼称である。この部分は、『全相二十四孝詩選』が増補したとも、

『日記故事』が省略したとも考えられる。橋本草子氏の推定によれば、『全相二十四孝詩選』の成立は一三三六年から一三四六年頃であり、『日記故事』の比較的早く刊行された版本には巻頭に二十四孝がつかず、万曆三十九（一六一）年版・万曆四十二（一六一四）年版の版本にはついている。⑧というが、黒田彰先生によれば、『日記故事』には『全相二十四孝詩選』よりも古い部分があり、単純には成立の前後を決められず、個々の孝子譚の検討が必要となるようである。黄山谷譚についてはどうか、このことも含めて、『全相二十四孝詩選』の典拠を考察することにする。

『全相二十四孝詩選』の典拠については、大島建彦氏が、日本古典文学全集『御伽草子』「二十四孝」黄山谷の頭注で、御伽草子の出典を『全相二十四孝詩選』とした上で、『黄山谷のことは『事文類聚後集』巻四・巻五・巻四十九などに記されているが、『全相二十四孝詩選』は『宋史』巻四百四十四の「文苑伝」によったものとみられる。」とされている。⑨大島氏のこの見解は、二十四孝について詳細な研究をされた徳田進氏の成果をふまえたものと思われる。

が、先ずは『事文類聚後集』巻四、『宋史』巻四百四十四文苑伝「黃庭堅」を上げてみる（『事文類聚後集』は万曆三十二（一六〇四）年重刻版に拠る）。

『事文類聚後集』巻四

詩話 詩諷婦養

王稚川調官京師、母老留鼎州、久不婦侍、嘗閱貴人歌舞、有詩云、画堂玉佩縈雲響、不及桃源疑乃歌、黄山谷和韻諷之云、慈母每占烏鵲喜、家人心賦屢屢歌、可謂朋友責善之義、山谷至孝、奉母安康君、至為親滌溺器、未嘗頃刻不供子職。

『宋史』巻四百四十四

哲宗立、召為校書郎、神宗實錄檢討官、逾年、遷著作佐郎、加集賢校理、實錄成、擢起居舍人、丁母艱、庭堅性篤孝、母病弥年、晝夜視顏色、衣不解帶、及亡、廬墓下、哀毀得疾幾殆、服除、為秘書丞、提点明道宮、兼国史編修官

『事文類聚後集』波線部は、『全相二十四孝詩選』波線部とほぼ同文であり、その中には「溺器を滌う」記述もあるのに対し、『宋史』には、黄山谷が母の病のために孝行を尽くしたことは記述されていても、「溺器を滌う」表現はない。よって『事文類聚後集』を典拠とみなすことに問題はないが、『宋史』のほうはかなり問題が残る。そしてま

た『事文類聚後集』『全相二十四孝詩選』『日記故事』の波線部を比較してみると、『事文類聚後集』『全相二十四孝詩選』には、先に問題にした「安康君」「安康郡君」の記述があるのに対して『日記故事』にはなく、また『事文類聚後集』『全相二十四孝詩選』が「頌刻」としているのに対して『日記故事』は「一刻」としている。これらのことから、『全相二十四孝詩選』が古い形を伝えていることがわかる。そして『全相二十四孝詩選』と『日記故事』には「毎夕」があり、『事文類聚後集』にはないことから考えると、『全相二十四孝詩選』が『事文類聚後集』によって改変したとみるよりは、『全相二十四孝詩選』を『日記故事』が省略したとみるべきであろう。したがって、黄山谷譚に關しては、二十四孝詩選系が日記故事系よりも先に成立したと推定出来るであろう。なお『日記故事』だけが「身雖貴顯」と記述しているのは、漢詩第一句の「貴顯」が関わっているとみられる。漢詩と本文の關係については別途考察が必要となろう。

さて『事文類聚後集』所収の詩話が『全相二十四孝詩選』の典拠であることはわかったが、詩話自体が『全相二十四孝詩選』と關係するのか、それとも『事文類聚後集』にも關係するのか、次に考えてみたい。

さて『事文類聚後集』は、『黄文節公全集正集』卷十

「次韻王稚川客舍一首」にまつわるものである⁹⁾。これらの詩は元豊三（一〇八〇）年の作で、遠く離れた家族を思いやる詩となっている。王稚川は黄山谷の友人で、『山谷内集詩注』一によれば、詩が詠まれた当時、王稚川は都で官にき、家族は鼎州（湖南省常德県）に居て、親は年九十余であったこと、黄山谷の詩が、王稚川が宿屋の壁に書き付けた「雁の外に書無し云々」に次韻したもので、王稚川の氣持ちを汲んで詠まれたことがわかる（彭山黄氏有山谷手書此詩、云、王徂稚川、元豊初調官京師、寓家鼎州、親年九十余矣、嘗閱貴人家歌舞、醉婦、書其旅邸壁間云、鴈外無書為客久、蛩迎有夢到家多、画堂玉佩繁雲響、不及桃源欸乃歌、余訪稚川於邸中和之）。この一連のエピソードに対して、波線部の評があり、その中に「溺器を滌う」記述があるわけである。では、この詩話の評は誰によってつけられたものであろうか。

『事文類聚後集』は選集した祝穆の序によれば淳祐六（一二四六）年の成立である。それよりも早くこの詩話を載せているのが、葛立方が撰した『韻語陽秋』巻十と阮閱が撰した『詩話総龜後集』巻四で、『詩話総龜後集』は『韻語陽秋』を引用していることを明記しているから、『韻語陽秋』が最も古い文献となる。次に『韻語陽秋』を上げる（上海図書館蔵、正徳重刻版影印に拠る）。

王稚川調官京師、母老留鼎州、久不帰侍、嘗閱貴人歌舞、有詩云、画堂玉佩繁雲響、不及桃源款乃歌、山谷

和韻諷之云、慈母每占烏鵲喜、家人心賦屢屢歌、可謂

尽朋友責善之義、谷至孝、奉母安康君、至為親滌廁

浣中裙、未嘗頃刻不供子職、泊貶黔南、不能与親俱、

則贈王郎詩云、留我左右手、奉承白髮親、至頓上食運

有感則曰、蓮実大如指、分甘念母慈、亦可見其孝誠矣、

余聞無瑕者、可以録人、則其告稚川之語、未為過也、

老杜送李船詩、非不帰重而其中、亦不能無譏焉所謂船

也、衣綵衣告、我欲遠適倚門、固有望歛衽就行役、南

登吟白華、已見楚山碧、何時太夫人、堂上会親戚、豈

非譏其無方、之遊耶、孔子云、父母在不遠、遊遊必有

方、則山谷少陵之詩、皆有孔子之意也

『韻語陽秋』は隆興二（一一六四）年の序を持ち、詩話の

中でも成立の早い部類に入る。『韻語陽秋』は諸家の詩に

ついて評論しているのです、波線部も独自の評とみなして差

し支えないであろう。ここで注目すべきは「溺器を滌う」

という表現が、「廁諭を滌い、中裙を浣う」という表現に

なっていることである。この二つの表現は、同じ内容を目指

しているのだろうか、また両者は普通に用いられる表現な

のだろうか、次に検討することにする。

三、「溺器を滌う」と「廁諭を滌い中裙を浣う」

「溺器」という言葉は宋代に出来た新奇の言葉であると

考えられる。「溺器」の故事で知られるのは宋之問で、張

易之にへつらうため溺器を贈ったことが、『新唐書』卷二

百二宋之問伝に記されているのだが（于時張易之等悉昵

寵甚、之問与閭朝隱沈佺期劉允濟傾心媚附、易之所賦詩諸

篇、尽之問、朝隱所為、至為易之奉溺器）、『旧唐書』百

九十宋之問伝にはない（易之兄弟雅愛其才、之問亦傾附

焉）。『新唐書』は宋代、『旧唐書』は五代に出来たものと

されているから、「溺器」という言葉は唐代には無かった

か、或いはあったとしてもその使用範囲は限られていたと

考えられる。また「溺器」の使用例としては『後山詩話』

二十三がある。次に上げる。

魯直之兄大臨目見牀下、以溺器畜生魚、問知其弟也、

大呼曰、我有对矣、乃虎子養溪魚也

『後山詩話』では、傍線部dの溺器を、傍線部eで虎子と

言い換えて出来事の説明をしている。説明があるところを

みると、「溺器」はやはり新奇の言葉で、「虎子」と同じも

のを指す言葉であると推定出来る。「虎子」は古い言葉で、

『周礼』天官の鄭司農の注によれば「麋器」や「清器」と

同類とされているから、比較的高貴な人が排便時に使用する

る器、「おまる」のようなものであると考えられる。面白いことには『太平御覧』七一二に引用される該当部分の鄭司農の注では、「清器」が「溺器」に替わってしまっている。これもまた「溺器」が宋代以降の言葉であることの証拠であろう。これらのことから、「溺器を滌う」とは「虎子を滌う」ことであり、おまるを洗うことと考えられる。実際、元の鄒鉉の撰になる『壽親養老書』卷二には問題にした王稚川に関する詩話が載せられているが、その評は「山谷至孝、奉母安康君、至為親滌虎子、未嘗頃刻不供子職」と記していて、「溺器」の部分が「虎子」となっているのである。

では「廁牖を滌い、中裙を洗う」はどうであろうか。これについては、古くより知られた万石君の故事がある。それは、万石君石奮の長子建が孝子で、親の中裙廁牖を侍者に任せず自ら洗ったというもので、『史記』百三や『漢書』四十六にある万石張叔伝の一部分である。その部分を『史記』によって次に上げる。

建老白首、万石君尚無恙、建為郎中令、每五日洗沐掃
 謁親、入子舍、竊問侍者、取親中裙廁牖、身自洗滌、
 復与侍者、不敢令万石君知、以為常、建為郎中令、事
 有可言、屏人恣言、極切、至廷見、如不能言者、是以
 上乃親尊礼之

『史記』『漢書』における「中裙」「廁牖」の意味を、それに施された注から分類しまとめると次のようになる。

「中裙」

A はだき

・晋灼「今世謂反閉小袖衫為『侯寶』、此最廁近身之衣也」

・服虔「親身之衣也」

・師古「若今言中衣也、廁牖、近身之小衫、若今汗衫也」

「廁牖」

B 廁のかこい

・徐広「牖、築垣短板也、廁牖謂廁溷垣牆、建隱於其側洗滌也」

C おまる

・呂靜「械寶、褻器也」

・蘇林「賈逵解周官、械、虎子也、寶、行清也」

・孟康「廁、行清、寶、行中受糞者也、言建又自洗盪廁窻、寶者洗除穢汗之穴也」

「中裙」はAの肌着を指す言葉とみてよいだろう。「廁牖」は、Bとすれば廁の一部となり、傍線部は「親の中裙を取り、廁牖にて身自ら洗滌して、」となる。Cとすれば、おまるとみられる「虎子」「褻器」となり、「溺器」とは同一

のものを指すことになる。傍線部は「親の中裙、廁諭を取り、身自ら浣滌して」となり、「溺器を滌う」表現に近いものとなろう。「廁諭」は、BCよりトイレ関係の言葉とみられるが、但し、顔師古だけは「廁諭」をAの意味にもとる。

つまり、「廁諭」は「溺器」と同じものを指す場合があり、「取親中裙廁諭、身自浣滌」には、「溺器を滌う」表現が含まれていることになる。そしてまた「溺器を滌う」が新奇の言葉を使用した新しい言い方であるのに対し、「取親中裙廁諭、身自浣滌」は伝統的な言い方であることになる。これらのことから、『事文類聚後集』の「溺器を滌う」は、『韻語陽秋』の「廁諭を滌い中裙を浣う」の「中裙を浣う」を省いて「廁諭を滌い」を言い換えたものとして良いだろう。そしてまた、『事文類聚後集』の表現が、宋代に出来た新しいものであるということは、『事文類聚後集』と『全相二十四孝詩選』には何らかの関係があるとみてよく、両者の関係究明については今後の課題としたい。^⑤

ところで、二十四孝の黄山谷譚を事実である、と認識する人ばかりではなかった。清の高宗は、『御製文二集』卷三十一「書黃庭堅為母滌溺器事」で、黄山谷の孝行は、『史記』を移したものでないかと推定している。『全相二十四孝詩選』や『事文類聚後集』の「溺器を滌う」表現か

らは結びつき難いが、『韻語陽秋』の「廁諭を滌い中裙を浣う」であれば、万石君の故事の「取親中裙廁諭、身自浣滌」の表現に近い。『韻語陽秋』は、万石君の故事を基にしたのではないかも考えられるが、しかし両者は表現に若干のずれがみられる。『韻語陽秋』は、万石君の故事を利用したか否か、次に考えてみたいと思う。

四、黄山谷の伝記「予章先生伝」

『韻語陽秋』の表現が、万石君の故事に拠るものではないことを示す文献が、日本で写された二十四孝の中の文献にある。それは東京大学付属図書館の南葵文庫に蔵される『孝行録』^⑥で、この文献には、本来ならば収録されないはずの黄山谷の孝行譚を、『帳中香』叙部中に引用されている「予章先生伝」を、さらに引用して記述している^⑦。その部分を「予章先生伝」によって次に上げる（『黃庭堅全集』所収、嘉靖版翻刻に拠る）。

實録書成、当進一官、焉回授母夫人李、朝廷從之、遂君安康郡、公事母孝、^f有曾、閔之行、安康臥疾弥年、公昼夜視顏色、^g手湯劑、衣不解帶、^h時其疾痛痾痒、而敬抑搔之、ⁱ至親滌廁諭、浣中裙、云、遭母喪、哀毀過人、得疾幾殆、既還葬、因廬墓側終喪、先是、ⁱ蘇公嘗薦公自代、其略曰、瑰璋之文、妙絕当代、孝友之行、

追配古人、世以爲実録云

波線部に『韻語陽秋』の表現と全く同じものがあり、『韻語陽秋』は、この記述をふまえて評をつけたと考えられる。「予章先生伝」のこの記述は、前述した『宋史』には記されていないように、黄山谷の伝記に必ず記述されるものではなく、鄭永暁氏の『黃庭堅年譜新篇』によれば、「予章先生伝」（『山谷刀筆』『山谷老人伝』）にだけ記されるものである。

黄山谷の伝記には、正史といった史書から詩文集に付された年譜まで多くの種類があるが、その中で最も古く信頼がおけるとされているのが「予章先生伝」で、近年出版された『黃庭堅全集』の予章先生伝の注には、この伝記の成立年代、そして伝記を載せる黄山谷の詩文集諸本について詳しい考証がなされている。その主な点を紹介すれば、『山谷全書』（予章先生伝）『山谷老人刀筆』（山谷老人伝）に収録されていること、「予章先生伝」が黄山谷没後まもない頃の徽宗（一一〇〇—一一二五）のときに家伝に基づいて書かれたものと考えられること、「宋史」よりも「予章先生伝」のほう記述が豊富であるということになる。

この「予章先生伝」の記述からは、病の母に献身的な看病を行った様が見とれる。黄山谷が病の老母を気遣ったことは事実で、そのことは、『黃文節公全集別集』五に録

される「辞免軫官状」や「乞回授恩命状」から窺える。だが、「予章先生伝」に記述されているような孝行を実際に行ったかどうかは別問題で、「廁牖を濼い、中裙を浣」た記述も実録かどうか疑わしく、万石君の故事に準えた修辭語句であった可能性が高い。そのように判断出来る根拠として、この表現が、傍線部 f g h といった表現と並べて記述されることがある。傍線部 f は、黄山谷の孝行を、曾参、閔子騫という名高い孝子の孝行に譬えたものである。

傍線部 g は、孝子ならばとるべき態度とされ、『漢書』四十九爰盎伝に漢文帝が行ったこと（「太后嘗病、三年、陛下不交睫解衣、湯藥非陛下口所嘗弗進」）が記されていて、「二十四孝」の漢文帝譚にも同様の記述（「全相二十四孝詩選」）「湯藥必親嘗而後進母」、「日記故事」「母嘗病三年、帝目不交睫、衣不解帶、湯藥非口親嘗弗進」）がみられる。また王祥譚にも同じ記述（『晋書』三十三「父母有疾、衣不解帶、湯藥必親嘗」）がある。傍線部 h も「礼記」内則「以適父母舅姑之所及所、下气怡声、問衣燠寒疾痛苛癢、而敬抑搔之」をふまえた表現である。よって「濼廁牖、浣中裙」は、詩文などからも窺える黄山谷の孝を、万石君の故事に準えたもので、事実ではなく修辭語句、即ち虚構であったのであり、黄山谷は「溺器を濼」っていないからと見える。それでは何故虚構であったはずのものが、二十四

孝では事実のように受け取られるのだろうか。

おそらく『韻語陽秋』が詩話の評として「廁牖を滌い、中裙を流う」を取り入れた時には、この表現が万石君の故事であることがわかっているので、虚構として受け取っていただろう。しかし、「中裙を流う」が抜け、「廁牖を滌う」が、『事文類聚後集』にみられる「溺器を滌う」という表現になったときには、万石君の故事を想起する要素が少なくななり、事実か虚構か区別がつかなくなつて、黄山谷が行つたこととして認識されるようになったのではないか。それを『全相二十四孝詩選』が実践すべき孝の例として二十四孝に取り入れたことにより、あたかも黄山谷自身が「溺器を滌」ったかのように受け取られていったのではないだろうか。つまり、虚構が事実として認識されるに至つた大きな要因は、詩話における「廁牖を滌う」から「溺器を滌う」変化であるとしてよいだろう。

「二十四孝」によって広まっていたともいえる黄山谷の「溺器を滌う」孝行は、思ひの外強い影響力を持っていた。その影響力は、倉田淳之助氏も、黄山谷の生涯を解説するにあたって「山谷は極めて孝養を尽し、母の長い病に洗濯までした」と述べられているくらいである。倉田氏は、『予章先生伝』を参照して記述しているとみられるが、わざわざこの一文をとりあげているのである。なぜこれほど

までに黄山谷の孝行が浸透したのだろうか。それは、予章先生伝や宋史などの伝記には、必ずといっていいほど記述される、蘇東坡の「瑰偉之文、妙絶当世、孝友之行、追配古人」（傍線部）によって黄山谷の孝行が賞賛されているからではないだろうか、とすれば、詩人としての側面が黄山谷の孝行を事実と思わせる手助けとなっていたといえよう。

注

① 龍谷大学蔵『全相二十四孝詩選』乙本の「滌」字には「アラフ」「ス、ク」の振り仮名が、寛文九（一六六九）年刊和刻本『日記故事大全』一の「滌」字には「ク」の送り仮名があるので、「溺器を滌ぐ」という読み方も普及していたと考えられる。

② 『江南通志』百五十尚爵伝「父病、菓石鱧粥必嘗、便溺器必親滌」、「同」百五十七程煒伝「侍父寝三十年、親滌溺器、裏衣垢必親滌」、「粵西文載」六十九梁森伝「母病躬滌溺器」など。

③ 岩崎文庫貴重本叢刊、近世編第1巻「幸若舞曲 御伽草子」（貴重本刊行会、昭和49年）所収の東洋文庫蔵本影印に拠る。

④ 徳田和夫氏「二十四孝」誕生前夜『お伽草子研究』（三弥井書店、昭和63年）二篇四章

⑤ 黒田彰先生「二十四孝の成立」（『孝子伝の研究』思文閣出版、平成13年）111、母利司朗氏『全相二十四孝詩選』考——日本近世における『二十四孝』享受史の諸問題——

〔東海近世〕4、平成3年9月〕参照。

⑥ 金文京氏『孝行録』の「明達亮子」について——「二十四孝」の問題点——〔汲古〕15、平成元年6月〕参照。

⑦ 上田憲子氏「清原枝賢撰『二十四孝注』考」〔国文学論叢〕39、平成6年2月〕

⑧ 川瀬一馬氏『二十四孝詩註の研究』〔日本書誌学之研究〕（大日本雄辯会講談社、昭和18年）、市古貞次氏『中世小説の研究』（東京大学出版会、昭和30年）五章2参照。

⑨ 禿氏祐祥氏『二十四孝詩選』（全国書房、昭和21年）

⑩ 長澤規矩也氏篇『和刻本類書集成』3（汲古書院、昭和52年）

⑪ 橋本草子氏「全相二十四孝詩選」と郭居敬——二十四孝凶研究ノートその一——〔人文論叢〕43、平成7年1月〕

⑫ 橋本草子氏「日記故事」の版本について——二十四孝凶研究ノートその三——〔人文論叢〕46、平成10年1月〕

『和刻本類書集成』3所収

⑬ 黒田彰先生「二十四孝原編、趙子固書画合璧」〔説林〕48、平成12年3月、解題が注⑤前掲書Ⅲ四に再録〕

⑭ 大島建彦氏校注 日本古典文学全集38『御伽草子集』（小学館、昭和49年）

⑮ 徳田進氏『孝子説話集の研究——二十四孝を中心に——』（井上書房、昭和38年）本論前編二章四、六

⑯ 『全相二十四孝詩選』前半部分「黃山谷宋朝人、時推為江西詩祖、元祐中為太史」は、『氏族大全』八「江西詩祖 呂居仁等推為江西詩祖、元祐中為太史」と一致する。両者も関連があるとみられる。

⑰ 倉田淳之助氏『漢詩選12『黃庭堅』（集英社、平成9年）

〔次韻王稚川客舍二首〕訳注参照。

⑱ 鄭司農注「褻器清器虎子之屬」、「太平御覽」七二二「周礼天官日大尉掌王燕衣服凡褻器、鄭司農云褻器溺器虎子也」。

『日記故事』の「溺器」注には「溺器遺溺之器馬子也」とあり、図には木桶に類するものが描かれていて、御伽草子の急須状の陶製品と思われるものとは、趣を異にしている。なおトイレ史については、李家正文氏に『廁まんだら』（雪華社、昭和36年）他多数の著書がある。

⑲ 大島建彦氏は注⑩前掲書で、呉猛譚の典拠を『事文類聚後集』四十九とされている（『全相二十四孝詩選』本文「呉猛年八歳、有孝行、家貧無帷帳、夏不驅蚊、恐去已而齧其親也」、「事文類聚後集」四十九「夏不驅蚊、呉猛少有孝行、夏日常手不驅蚊、懼其去已而嚙親也、孝子伝」。私見によれば楊香譚も何らかの関連があると考えられる（『全相二十四孝詩選』楊香譚本文「楊香其父為虎曳去、香搏虎遂免於虎」と「事文類聚後集」三十六「搏虎救父、楊香其父為虎憤搏之、父免書孝子伝」）

⑳ 黒田彰先生注⑤前掲書Ⅲ四付に影印、『孝行録真本』（南葵文庫、大正11年）に翻刻が載る。

㉑ 日本における黄山谷集の注釈書で「予章先生伝」を載せるものは、万里集九の『帳中香』のほかに、一韓『山谷詩集抄』（山谷老人伝）、義雲『黄鳥鉢抄』（山谷老人伝）などがある。

㉒ 劉琳、李勇先、王蓉貴氏校点『黄庭堅全集』（四川大学出版社、2001年）

㉓ 鄭永暁氏『黄庭堅年譜新篇』（社会科学文献出版社、1997年）参照。

②4 『予章先生伝』については、注②前掲書、龍楹生氏『予章

成6年、3月）などがある。

先生詞』（中華書局、1957年）参考資料集「傳記」、黃宝華氏『黃庭堅評伝』（南京大学出版社、1998年）二章にも言及がある。黄山谷集の伝本については、大野修作氏「黃庭堅集のテキスト」（『鹿兒島大学文科報告』19第1分冊哲学・倫理学・心理学・国文学・漢文学篇、昭和58年9月）、王嵐氏「黃庭堅詩文集之編刻流伝」（『北京大学古文獻研究所集刊（一）』（北京燕山出版社、1999年）にも考証がある。

②5 「辞免転官状」

伏以先帝一朝大典、訖茲有成、宰司典領之功、近臣論撰之力、臣以曲学、濫与討論、以老母臥疾連年、告歸之日過半、常憂竊祿、不免罪誅、適及秦書、例霑爵賞、因人成事、義所未安、伏望聖慈、追寢誤恩、所有告命、未敢祇受

「乞回授恩命状」

昨以討論無功、不敢祇受恩命、準尚書省劄子「奉聖旨不許辞免」者、寵光下被、不敢終辞、竊有微誠、冒干国典、伏念臣母壽光原太君李氏、今年七十二、垂老抱疾、幸見孝治之朝、霑及錄養、而臣誤蒙簡任、使收筆墨之勤、実出非常之会、不勝人子私情、願以特授朝奉郎回授老母一郡封、竊以在庭之臣、榮録及親者蓋寡、成書之賞、後來用例者難攀、伏望聖慈、特賜開許（注②前掲書に拠る）

②6 黄山谷の母李氏が没したのは、元祐六（一〇九一）年。

②7 『小学』善行篇には、王祥と万石君の故事が収録され、該当の修辞語句が記される。

②8 倉田淳之介氏注①前掲書解説。黄庭賢の伝記研究としては、他に中田勇次郎氏「黄庭堅の傳記研究」（『文藝論叢』42 平

